

様式第 1 号別紙 1

大館市地方就職支援金の交付に関する誓約事項

- 1 第 2 期秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査について、秋田県及び大館市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、第 2 期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び大館市地方就職学生支援金交付要綱の規定に基づき、大館市地方就職学生支援金（以下「就職支援金」という。）の全額又は半額を返還します。
 - （1）申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）申請日から 1 年以内に就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - （3）申請日から 1 年以内に大館市に転入しなかった場合（申請時に既に大館市に住民票がある場合を除く）：全額
 - （4）申請日から 1 年以内に就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（退職日から 3 か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - （5）転入日から 3 年未満で大館市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - （6）転入日から 3 年以上 5 年以内に大館市以外の市区町村に転出した場合：半額